

ワーキング・ウーマン  
〒464-0092 名古屋市千種区  
茶屋が坂 2-6-B-805  
(052)842-2739(内藤)  
留守番電話・FAX  
[http://www008.upp.so-net.ne.jp/w\\_woman/](http://www008.upp.so-net.ne.jp/w_woman/)

♀W・Wニュースは隔月発行です  
申込先 〒振替 00870-4-10024  
ワーキング・ウーマン  
年間購読料 4000円



WORKING WOMAN  
男女差別をなくす愛知連絡会

### ★いのちの多様性フォーラムJAPAN

♀日時:10月2日(土)10:00~16:30

♀場所:ウイルあいち

♀基調報告:堂本 暁子氏 基調講演:ジジ・フランシスコ(フィリピン)

WWは分科会の共催、後援団体です。詳細はP16と同送チラシをご覧ください

### ★働く女性のカフェ:「ベーシックインカム

### フェミニズムの視点から考える」

♀日時:11月13日(土) 13:30~16:30

♀講師:堅田 香緒里(県立埼玉大学助教)

♀企画:ワーキング・ウーマン

♀主催:東海ジェンダー研究所

♀場所:名古屋都市センター14階特別会議室(金山 ポストン美術館の入っているビル)

貧困や生活の按手に雇用対策だけではなく、誰にでも無条件に与えられる所得で対応しようという考え方“ベーシックインカム”それは、女性が安心して生きていける社会につながっているのか?一緒に考えてみませんか。



#### =CONTENTS=

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| * 報告:WW 夏合宿 …1-5       | * 女の映画評「ザ・コーブ」 …13-14 |
| * 報告:男女平等実現のための戦略…6    | * 情報コーナー …15-16       |
| * 報告:WWN 国際シンポジウム …7-8 | * 資料室 …17             |
| * 投稿:条約から地球的課題を探る …9   |                       |
| * 投稿:労働旬報を読んで …10      |                       |
| * 投稿:未来の首相への質問状…11-12  |                       |

## 「ベーシックインカム(以下 BI)とは」報告

BIについては、この秋に堅田香緒里さんをお招きし、会を持つ予定。でもその前に、自分たちで問題点・疑問点を整理しておこうと、昨年夏合宿に引き続き、今年も取り上げました。

## ●はじめに、BIのおさらい。

BIと言うのは、全ての個人に無条件で給付される所得のことで、資産の有無、就労しているか、その意思があるのかに関わらず、政府が全員に一定額を給付する制度。

この考え方には、まず、機械化等により労働力が余剰となり、雇用政策だけでは貧困や生活の安定には対応できない、とする現状認識がある。完全雇用を無理と考え、雇用によらずに基本給付により基本的な生活自体を保障していくほうが社会経済政策として効率が良いという考え方だ。

次に、BIの思想的な基盤として、賃労働によって生計をたてるという従来の自立の姿が、市場経済中心の価値観であり、成長絶対主義にとらわれているのではないかという批判から、賃労働に変わるオルタナティブを求める、即ち「労働から自由になろう」というのが第一点。

二点目は、平等な配分あるいは再配分の手段という考え。即ち人々が産み出した富は、すべての人々に支えられ産まれたのだからすべての人々にその分配を受ける権利があるという考え方にも由来している。

一方、BIははたして女性が生きやすい社会につながるのかという問題がある。シングルマザーや高齢者を中心に深刻化している女性の貧困は緩和できるかもしれない。しかし、BIの支給により、社会に出て働こうという女性はむしろ減るかもしれないともいわれる。

また、その財源については、いろいろな提案があるもののまだまだ現実味がなく、疑問視する意見が多い。

## ●参加者レポートと意見

以上の、予備知識の基、事務局は各自の意見をレポートし、ディスカッションしました。

主なものをあげると

## ① 財源について

- ・財源が不明確で、実現性がない。
- ・財源は、所得税、消費税などいろいろ試算されている。

- ・地域通貨による方法もある。

- ・財源は所得累進的なものとするべき。

## ② 一つの国内でのBI実現、は不可能

- ・グローバル規模の実施が必要。

- ・国際関係が調整される必要がある。それができれば戦争が解消され、そこから財源が得られるのでは？

## ③ BIがあれば働かなくなるのは女性のほうではないか？女性の社会進出を阻害するのでは？

- ・北欧では女性が100%働き、子供は社会が見るという体制がある。BIの前に、男女の役割分担の是正が確実に進んでいる必要がある。

- ・ワークシェアにしても、女性が働かなくなる可能性の構造は同じ。

## ④ 働いて自立するという目標設定はどうなるのか

- ・働かないことをネガティブにとらえない。

- ・退職後だが、収入と仕事結びつかないのが快適。

- ・明日から無収入という恐怖から救われ、きちんと労働条件が検討できる

## ⑤ 現代は労働力が余剰、と言うが、本当か？

「仕事はある」という意見もある。

- ・経済成長のために不要なものを過剰生産して仕事をつくっている。

- ・米国では、軍隊が貧しい者の仕事になっている。

## ⑥ BIは蓄積の格差を是正せず、かえって格差は広がる。

- ・それはどのような方向性・目的でどのようなBIを導入するかによって異なる

その他に

- ・無償労働にお金を払うという方法でよいのか？

- ・労働をどう定義するか。

- ・最低限度+αの額が必要。

- ・BIより税制改革(累進性強化)が必要。

特に事務局の「予習・レポート提出」のおかげで(笑)よく疑問点や考え方が整理できました。

11月の会では、あらかじめ聞きたいことをまとめて講演に臨みたいと思います。

ぜひご参加ください。(くり)

## 【参考資料】

下記のWWのサイトに、合宿で用いたBIについての資料をおきましたので参考にしてください  
[http://www008.upp.so-net.ne.jp/w\\_woman/BINCOM.htm](http://www008.upp.so-net.ne.jp/w_woman/BINCOM.htm)

## 1日目 夜

### 雇用の男女平等実現のための戦略について(報告)

～谷岡郁子参議院議員秘書石原紀彦さん～

直前まで、谷岡議員が来てくださる予定だったのですが、急な用のため、議員にかわって今まで質問主意書作成などでお世話になっている秘書の石原さんにおいでいただき、民主党のこと、運動の方向などについて話していただき、意見交換をしました。

#### ●民主党について

民主党のマニフェストを見ると、雇用の男女平等については雇用問題の中に一括して書いてあるが、全体的に、ジェンダーの視点は弱い。

今後、ジェンダーの問題を1つの柱とするのか、それともあらゆる分野にジェンダーの視点を入れていくのか、どちらかで強化する必要がある。

民主党は女性議員が少ない、これはクオータ制の導入が必要。また、女性議員の中にジェンダーの視点が少ないと思われるので、女性議員に対する働きかけも必要だ。

#### ●戦略について

まず、政策を実現するのに、現状では税金のかからないものは通りやすい。たとえば離婚後の養育費を振り込みにするか決めるとか。

あるいは、成長のためにはこれが必要という持っていき方も通りやすい。たとえば、女性がきちんと働いたらどのくらい収入があり、どのくらい税金が納められるかという視点から労働条件の改善を図る。

政策として実現するには、内閣をいかに説得するかが、データの裏打ちがきちんとあるものを与党の議員にぶつけていくことだ。

#### ●WWからの要望とその実現のために

以上の話を受けて、実現しやすいものしたいものについて、思うままに出し合いました。

- ① 女性差別撤廃条約の選択議定書を批准する
- ② ILO未批准条約を批准する
- ③ 女性差別撤廃委員会の勧告を受け入れさせる
- ④ 夫婦別姓の法制化

- ⑤ 婚外子差別の是正
- ⑥ 一票の格差是正とクオータ制の導入
- ⑦ 3号被保険者の制度をなくす
- ⑧ 配偶者控除をなくす
- ⑨ 第3次男女共同参画基本計画に対して提案する

この中で、②について、7月例会で牛久保秀樹弁護士から話を聞き、WWとして是非取り組みたいと考えていたので、ILOの労働者委員である連合に働きかけようということになりました。

これについては、合宿後、高野さんが連合名古屋と連絡を取り、11～12月頃に話し合う場を持つ予定となりました。

また、政府委員への働きかけについては、以前行っていたように、愛知県の国会議員の所に、①③も含めて話しに行こうということになり、これは9月から順次実現していくことになりました。

#### ●国会(国会議員)、政治をもっと身近なものにしたい

石原さんから、「権利を守るために政治に参加する」という話、市民だけでタウンミーティングをするという話がありました。

そこで、隔月くらいの想定で谷岡事務所と情報交換、意見交換の場を持ちたいと提案したところ、早速、第1回目を9月17日(金)19時から行なうことになりました。

このニュースはギリギリ間に合うと思いますので、是非、多くの方に参加していただきたいと思います。

石原さんや谷岡さんは、とても話しやすく、なんといっても市民と国会をつなげようという意味が感じられるので、私はこのような会に一度参加されることを会員の皆さんにお勧めしたいと思います。当日は地下鉄大須観音で待ち合わせますので参加される方は事務局までお知らせ下さい。

また、他の国会議員にもはたらきかけをしますので、こちらの方も是非参加してください。この議員がいい、という推薦も歓迎です。政党を問いませんのでよろしく。(〇)

2 日目午前中

ワークシェアリング実現への道程  
—オランダのワークシェアリングについて—  
(報告)

■オランダの歩み

- ・1960年代 天然ガス油田の発見による一時産品ブームで好景気 福祉国家をめざす。賃金高騰
- ・1970年代 オイルショック、一時産品ブーム去る。高福祉の継続で財政赤字拡大
- ・1980年代 賃金高止まりのため企業は雇用を絞る→失業率12% 社会保障制度がととのっているため約10%が65歳前に働くことをやめる「隠れた失業者」は人口の約10%。15~65歳の約20%が社会保障費に依存→社会保障費増加通貨高により輸出産業が打撃をうける。年々の賃上げ「もはや財政問題ではなく、国家の統治能力の問題」といわれる窮状。政労使は雇用確保のために「ワッセナー合意」に踏み切る。1982年

■ワッセナー合意

[要旨]

- ・短時間かつ柔軟な就業時間の導入とパートタイム社員の保障正規化で、より多くの労働者を保護する。
- ・雇用者・労働組合の協力体制を確立し賃金の抑制を行う。
- ・公務員の賃金を引き下げ、財政建て直しを実施。
- ・失業保険手当、障害者保健手当を引き下げ、審査厳格化による**社会保障改革**を実施。パート、派遣社員への保障を拡大。
- ・法人・個人減税を行い国際競争力を高める投資を活発化。
- ・職業訓練や企業内教育を促進し、就業人口の底上げを実施。

■WS実施のポイント

・賃金抑制について

- \*賃金引き上げは労働者側にも政府側にも損害をもたらす恐れがある
- \*賃金上昇抑制は5~6年間継続
- \*賃上げは手当に依存する人の支給を上げる→保険料率あがる
- \*雇用できる人数が増える→失業手当減
- \*政府財源にプラス→減税へ→名目賃金減で

も手取り増加か？

・労働時間短縮について

- \*時短による雇用創出に対する使用者側の抵抗は強く、1993年まで拒否→1996年 新労働時間法
- \*労働時間5%削減 40時間/週→38時間 休日増加
- \*賃金カットを伴う時短に労働者も反対→世帯主/フルタイム男性と時間当たりの賃金が低い層
- ・パートタイム労働の促進について
  - \*労組の時短要求により使用者はパート労働者の活用をする。
  - \*90年以降、労組はパートタイム労働の促進を運動方針に掲げる。
  - \*1993年労働法改正 パート労働者の均等処遇  
同一労働同一賃金・最低賃金適用・有給休暇付与(時間に応じて)・年金制度からパート労働者の除外禁止・失業保険・障害保険負担・解雇に関する条件をフルタイム労働者と同様に、健康保険(一定所得以下は強制保険加入)
  - \*1998年労働者派遣に対する法律改正
  - \*1999年「雇用の柔軟性と安定化に関する法律」制定
  - \*1999年1月「雇用の柔軟化と安定化に関する法律」制定。雇用形態の多様化を促進する制度的な基礎が整備された。

「雇用の柔軟化と安定化に関する法律」の point

- ① 最低月あたり20時間以上で連続3カ月以上勤務している(非正規)労働者は、通常の労働者と同様に、雇用契約に基づく権利を有する。雇用契約が3回更新されていけば、期限の定めのない雇用契約とみなされる
- ② 賃金が労働時間を基準にしていな場合は、平均労働時間を基準とした賃金が支給される権利を有する
- ③ 呼び出し労働者(on-call worker)で、実際に労働していないが、6カ月以上雇用されている場合は一定の権利を有する
- ④ 呼び出し労働者は、実際の週労働時間が3時間未満の場合でも、契約労働時間が週15時間未満である場合は3時間分の最低保障額が支給される。
- ⑤ 期限付き雇用契約の更新は2回までを限度とし、その後は期限の定めのない雇用契約とする

- ⑥ 3年を超える雇用契約の更新は1回のみとし、その後は期限の定めのない雇用契約とする
- ⑦ 3年以内の雇用契約の更新は2回までとする
- ⑧ 解雇予告期間を改正し勤続5年以内の場合は1カ月、5年を超える場合は4カ月とする

#### ■ワークシェアリング成功の鍵

- ・政労使の協調 痛み分け
- ・男性労働者の賃金抑制策とその減収分を補填する女性を中心とした短時間勤務の拡大の組み合わせ  
→社会保障制度、税制、労働法上の均等待遇によって促進
- ・制度改革とサービス業の発展がうまくかみあった（1980年代産業構造の変化）
  - ・1人当たりの所得低下を世帯所得（1.5モデル）で生活維持向上しようとした労働者の選択
  - ・短期的、緊急避難的な失業対策のみでなく、中長期的な働き方、生活のすごしかがに多くのメリットが見いだせた（ワークライフバランス）
    - ・職業訓練、能力開発の充実—より高度な技術を身につけるために—

#### ■今後の課題

- ・「最大限の雇用」を目指すため、高齢者、障害者をいかに労働力として取り込むか
- ・オランダモデル 夫婦2人で1.5 男性1.0+女性0.5
- ・無償労働の再分担政策必要とされている

#### ■資料からのキーワード

オランダに退職金はない 社会保障と貯蓄はトレードオフ 働くことが保険になる（転職ができることが自己防衛） 終身雇用制にこだわらない 生涯教育の重要性 派遣事業の許可制廃止 雇用のミスマッチ減少 私的健康保険（一定以下の所得は強制加入） 住宅（不動産資産）の価値が一定

オランダのワークシェアリングについての説明の後参加者からの質問や意見の交換が行われました

#### <Q&A>

Q:法制度をどう整備することがポイントか？

A:→労働時間規制をどのくらい厳密に守らせるかがポイントになる（まず時短）

→正社員⇄パート労働者に移行できるシステムが必要になる

→そのためにパート労働者の均等待遇が必要

（意見）オランダでは残業やサービス残業はあまりなかったのではないかと？

Q:ワッセナー合意以前から教育費、医療費は無料だったのか？

A:16歳までは義務教育で無料だがそれ以上無料かどうかは？

（意見）共働き家庭で男性1.0女性0.5の働き方になっているのが気になる 0.75×2ならば・・・

・子供がいるとどうしても女性が0.5の労働を選んでしまうのではないかと？

・以前の女性はほとんど専業主婦だったことに比べれば進歩なのでは？

↓

今後の課題に入っている

（意見）高福祉のオランダと比べて日本の福祉は低い。その状況で同じWSをすることはどうなのか？

（意見）先回の牛久保さん講演時の発言ではWSにあまり期待していない、ディーセントワーク（人間らしい働き方）が大切だと言われた。

・ディーセントワークとWSを組み合わせさせてやっていくことが大事ではないだろうか

・今の日本の状況でWSをやったらもっと悲惨になる

紙面ではうまく書ききれないほど、活発な話し合いとなりました。今後のワーキングウーマンの活動に2日間で話合ったベーシックインカムやワークシェアリングなどを含めてどう進めていか合宿終了後の事務局会議で話し合いました。

## 初参加者の夏合宿感想

神永 れい子

8月21・22日、愛知県内の「素敵な場所」で、ワーキング・ウーマン恒例の夏合宿が実施された。昨暮れに入会したので、今回初めて参加できた。

21日(土)は午後1時半から6時半迄、10分ほどの休憩をはさんでだけで本当にみっちり「ベーシック・インカム」などについて学びあった。

夜は夕食後の7時半から11時近く迄、谷岡郁子参議院議員秘書の石原さんを囲み、未批准のILO条約や女性差別撤廃条約選択議定書の批准など様々な政策課題の実現を要望するなど意見交換した。

私は「○女性差別撤廃条約の締結国は、4年毎に国家報告書を国連の女性差別撤廃委員会(CEDAW)に出し、5～8年毎にCEDAWの審査を受けることになっている。○前回2003年のCEDAW審査で女性議員の少なさを追及された政府代表は、2020年までにあらゆる意思決定の場に女性を30%はいるようにすると答弁(2005年12月閣議決定)。○今回2009年のCEDAW審査では6年間の進展のなさに、通常とは別途2年以内に、暫定的特別措置などについて詳細な実施計画の報告書提出を勧告された。これを受けて第三次男女共同参画基本計画に初めてクォータ制が明記されようとしている」ことを話し、この機会をより活かすと同時に、国政選挙における一票の格差を是正するためには、「比例区部分の拡充が必要である。死票が多く結果的にブレの大きくなる小選挙区制を見直すことは、国民生活向上のための政権安定にもつながる」ので、「比例区議員定数削減を唱える民主党マニフェストは変更して、選挙制度改革すべきだ」と具申した。

日曜は朝9時から12時迄、「同一価値労働同一賃金」についてとりあげたサンデーモーニングの番組ビデオを視聴後、ディーセントワークも含めて語りあった。

一つ一つのテーマ毎に、富田さんや内藤さんらが詳細に調べられた上での先導もあって「夏合宿」の名に相応しい濃密なワークショップを体験できた。加えて、これも初体験した「ケータリング」高野シェフの料理が、ワークの間に彩り溢れるひとときを醸しだし、メリハリが効いた有意義さを味わえた。奥田さんをはじめ伊藤さん、岡田さん、畔柳さん、高野さん、三輪さんら事務局の方々がレポートも含めて其々に準備された御蔭です、大感謝！！

まだ夏合宿未体験の方は来年こそ是非どうぞご参加ください、楽しいですよ♪



ちなみに夏合宿 夕食のメニューは

前菜：ホタテのソテーとフルーツの入った豆サラダ  
魚料理：虹鱒の燻製ソフト仕上げ・ラタトゥイユ添え  
肉料理：レバーを芯にした鶏のガランティーム  
アスピックソース きのこと添え  
デザート：クレーム・ド・ブリュレ  
しょうがとはちみつのシャーベット

そして夜にはおつまみがでるのです～～

食べて、飲んで、考えて、話して……夏合宿は楽しいですよ。  
(事務局)

1日目 夜

雇用の男女平等実現のための戦略について(報告)

～谷岡郁子参議院議員秘書石原紀彦さん～

直前まで、谷岡議員が来てくださる予定だったとのことですが、急な用のため、議員にかわって今まで質問主意書作成などでお世話になっている秘書の石原さんにおいでいただき、民主党のこと、運動の方向などについて話していただき、意見交換をしました。

### ●民主党について

民主党のマニフェストを見ると、雇用の男女平等については雇用問題の中に一括して書いてあるが、全体的に、ジェンダーの視点は弱い。

今後、ジェンダーの問題を1つの柱とするのか、それともあらゆる分野にジェンダーの視点をを入れていくのか、どちらかで強化する必要がある。

民主党は女性議員が少ない、これはクオータ制の導入が必要。また、女性議員の中にジェンダーの視点が少ないと思われるので、女性議員に対する働きかけも必要だ。

### ●戦略について

まず、政策を実現するのに、現状では税金のかからないものは通りやすい。たとえば離婚後の養育費を振り込みにするとか決めるとか。

あるいは、成長のためにはこれが必要という持っていき方も通りやすい。たとえば、女性がきちんと働いたらどのくらい収入があり、どのくらい税金が納められるかという視点から労働条件の改善を図る。

政策として実現するには、内閣をいかに説得するのだが、データの裏打ちがきちんとあるものを与党の議員にぶつけていくことだ。

### ●WWからの要望とその実現のために

以上の話を受けて、実現しやすいものしたいものについて、思うままに出し合いました。

- ① 女性差別撤廃条約の選択議定書を批准する
- ② ILO未批准条約を批准する
- ③ 女性差別撤廃委員会の勧告を受け入れさせる
- ④ 夫婦別姓の法制化
- ⑤ 婚外子差別の是正

- ⑥ 一票の格差是正とクオータ制の導入
- ⑦ 3号被保険者の制度をなくす
- ⑧ 配偶者控除をなくす
- ⑨ 第3次男女共同参画基本計画に対して提案する

この中で、②について、7月例会で牛久保秀樹弁護士から話を聞き、WWとして是非取り組みたいと考えていたので、ILOの労働者委員である連合に働きかけようということになりました。

これについては、合宿後、高野さんが連合名古屋と連絡を取り、11～12月頃に話し合う場を持つ予定となりました。

また、ILOの政府委員への働きかけについては、以前行っていたように、愛知県の国会議員の所に、①③も含めて話しに行こうということになりました。

今のところ衆議院では、厚生労働委員会所属の中根康浩議員と大西健介議員、それに女性で法律に強い山尾志桜里議員(財務金融法務委員会所属)に面談を打診しています。

この面談は10月～11月を予定しています。

### ●国会(国会議員)、政治をもっと身近なものにしたい

石原さんから、「権利を守るために政治に参加する」という話、市民だけでタウンミーティングをするという話がありました。

そこで、隔月くらいの想定で谷岡事務所と情報交換、意見交換の場を持ちたいと提案したところ、早速、第1回目を9月17日(金)19時から行なうことになりました。

このニュースはギリギリ間に合うと思いますので、是非、多くの方に参加していただきたいと思います。

石原さんや谷岡さんは、とても話しやすく、なんといっても市民と国会をつなげようという意味が感じられますので、私はこのような会に一度会員の皆さんが参加されるようお勧めしたいと思います。

当日は地下鉄大須観音改札口で待ち合わせますので参加される方は事務局までお知らせ下さい。

また、3名の衆議院議員訪問の予定も随時、お知らせしますので、こちらも是非ご参加下さい。(O)

## <報告>

### WWN15周年記念プライベート・国際シンポジウムに参加して

長い間お世話になりましたワーキングウーマンの皆様、この春奈良市に引越しをいたしまして早、半年がすぎました。先月久しぶりに皆さんにお目にかかれる合宿に参加させていただいて、相変わらずの熱い話し合いの2日間を過ごしました。さてその時大阪のワーキング・ウイメンズ・ネットワーク(住友メーカー裁判を契機として発足し、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃を目的とするグループ)の設立15周年のイベントの案内をいただき参加してきました。以下その報告の一部です。

当日のプログラムは以下のように盛りだくさんでした。

#### 1・CEDAW(国連女性差別撤廃委員会)委員2人による講演

##### ■ドゥブラブカ・シモノビッチさん(クオアチア代表の法学博士)

\* 女性差別撤廃条約を職場に活かすために暫定的特別措置の実施

##### ■林陽子さん(CEDAW 日本代表・弁護士)

\* ニューヨーク発・CEDAW 最新情報

2・意思決定の場に多くの女性を → WWN の提案発表

3・国際基準と日本の職場 → 川島織物・プラダジャパン・大阪社会保険労務士会 のケース発表

4・CEDAW 委員のサプライズトーク

#### ■シモノビッチさんの講演内容

私は CEDAW の委員を2期務め1期目には委員長を務めました。日本は、女性差別撤廃条約の締約国の、186カ国の一つであります。また条約の選択議定書の締約国99カ国には入っていません。委員会は締約国が条約の選択 議定書の批准の検討を継続することを推奨しています。女性差別撤廃条約は法的拘束力のある人権条約であり、それを前進させ促進するための暫定的特別措置があります。男女の事実上の平等の達成を促進することを目的としたものです。

特別措置をより理解するために条約第1条に規定される女性に対する差別の定義から始めることが重要です。「性に基づく区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わず、)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果または目的を有する者をいう。」又2条に締約国に対して「男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保する」と定めています。又同条は締約国に「個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためにすべての適当な措置をとること」を求めています。

条約の4条1項は暫定的特別措置の採用のための法的根拠を提供しています。

締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることはこの条約に定義する差別と解してはならない。ただしその結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の目的が達成されたときに廃止されなければならない。

委員会は暫定的特別措置の性質と目的を説明するために4条1項に関して一般的意見25を2004年7月の会期に採択しました。委員会は締約国が暫定的特別措置を決定することを可能にする規定を憲法又は法律に含めるように勧告しています。暫定的特別措置の一つの例は女性の政治への参加の拡大を確保するために一部の国で法律に規定しているクォータ制度です。

11条(雇用・労働)1項(a~d)~3項(略)

11条によると締約国は雇用の分野における女性に対する差別撤廃をするために「あらゆる適当な措置」をとる義務を負っています。委員会は1989年に一般的意見13を採択しその中で締約国は「女性が現在支配的であるさまざまな性質の職務と、男性が現在支配的である職務との価値の比較を容易にする



男女の区別のない基準に基づく職務評価制度の研究、開発及び採択を検討し、また、女子差別撤廃委員会への定期報告に達成された成果を含めること」を提案しています。この条文の2項は婚姻と母性に対する差別を防止することに関連しています。子の養育及び発育における男女の共同責任を促すために父親と子どもについてまで広げています。国家は親が家族に対する責任を仕事の責任や公的生活への参加と調整できるよう保育施設のネットワークを設立し、妊娠中の女性に害を及ぼし得る場所での労働からの特別な保護を提供する義務があります。

日本に対する委員会の最終見解と暫定的特別措置

委員会は日本において特に職場における女性や政治的・公的活動への女性の参加に関して、事実上の男女平等を促進し女性の権利の享有を向上させるための暫定的特別措置が講じられていないことに懸念を表明しました。又日本に対して条約4条1項及び委員会の一般的意見25に沿って特に女性の雇用及び学界の女性を含む政治的及び公的生活への参加に重点を置き、あらゆるレベルにおける意思決定の地位への女性の参加を拡大する数値目標やスケジュールを設定した暫定的特別措置を早急に導入することを勧告しました。

委員会はまた NGO に委員会のフォローアップ手続きに関して情報を体系的に提供するよう要請し、そのような情報は委員会のウェブサイトで公表されます。

委員会の懸念事項の大半が日本によって適時に、そして適切に対応されることを願っています。政府が委員会の最終見解にフォローアップの勧告の実施を優先しつつ実施のための具体的な法的および他の適切な措置を持って対応することが重要です。

女性差別撤廃条約の批准から25年経った今、日本における働く女性は日本の条約および委員会の勧告のもとにおける日本のコミットメントに沿った、雇用の分野での男女の事実上の平等の達成を促進する暫定的特別措置の適用を期待することは当然でしょう。

#### ■林陽子さんの講演内容

1・CEDAW は2008、9年の2年間に5回(2回はニューヨーク、3回はジュネーブにて)の委員会を開催した結果滞留していたレポートの問題が解消されたので、今年からは年3回の開催となりました。なお委員会は2つのチェンバーに分けられたので仕事はスムーズに進むようになりました。

2・2年半に半数の委員の改選がなされることになっていますので、本年6月投票が行われ以下の委員が当選しました。

シモノピッチ(クアチア) 林陽子(日本) ガブル(エジプト) ニューボウエル(スロベニア)  
ゼルダーニ(アルジェリア) パットン(イスラエル) カダーリ(イスラエル) 以上再選  
ヤーハン(バングラディッシュ) アカル(トルコ) ポバディリア(パラグワイ) シュルツ(スイス)  
ピレス(東チモール) 以上新人

非改選は以下の通り

アロッチャ(キューバ) ヤイシン(インド) ピメンタル(ブラジル) ポペスク(ルーマニア)  
アメリン(フランス) アポーリ(ケニア) ベイリー(ジャマイカ) ブルーン(フィンランド)  
マリロデラヴェガ(ブラジル) ラセク(アフガニスタン) ズウ(中国)

#### 3・政府報告書審査のフォローアップについて

フォローアップは条約上の権利の実現の主要な障害になっており、かつフォローアップ期間内に実現可能性があるものを選ぶことになり、最初のフォローアップの報告書の提出はイギリスとスロバキアが提出しました。

#### 4・個人通報制度の現況

発足以来の通報登録件数24件です。最近ではフィリピンのケースがあり(職場の上司による強姦の被害で上司が無罪になった件)フィリピン政府に勧告を出しました。

紙面も尽きましたので講演内容だけになりましたが、資料は加藤が持っておりますので関心のある方は問い合わせ下さい。なかなか内容の濃い半日でした。  
(加藤くに子)

「条約から地球的課題を探る」ワークショップ  
国際条約を概観して  
7月31日@名古屋 YWCA

ここで経済・社会開発・環境の各分野の国際条約を調べて発表しました。

#### <生物多様性条約との出会い>

わたくしは、ひよんなことから2年ほど前から生物多様性条約 COP10(第10回締約国会議)に関するNGO活動に参加しています。一方、愛知県環境部で環境行政の仕事をしていますが、正直、国際条約なんてそれまで縁があるとは思っていませんでしたし、仕事場で国際条約の話をして「清水さんは物好きだね～」と言われてしまいます。

国際条約は、要は国際的な法律なので、環境基本法など私の仕事に基づいている法律を学ぶのと近いことですが、生物多様性条約の学びを進めるにつれて国内環境法とは全く違う感覚を覚えたのです。

#### <日本の環境法と国際環境法>

生物多様性条約は環境条約といわれていますが、条約の前文には、伝統的な知識への依存、女性の参加が不可欠、貧困の撲滅、人類の平和など、まるで世界の問題を全て凝縮したような内容が詰まっています。これは、環境基本法とは全く違ったものです。

このことを知ったとき、「環境」と名の付く仕事にたずさわらようになってからずーっとモヤモヤしていたものが、パッと晴れた気がしました。「ああ、世界はちゃんとした方向は向こうとしているんだ」と。そう、大げさに言うと「希望」が見えたのです。

#### <条約と私の人生>

それから、私にできることは何だろう、と考えながら動く中で、日本社会とそれをかたちづくる日本人という現実を見ることができ、その上でかけがえのない同士と出会うことができました。また、日本中に様々な縁を結ばせていただきました。それは、未来の世代のために消してはいけない自然を守ろう、目の前にいない不特定多数の人たちのため自然をはぐくむもう、と、命をかけて戦う人々でした。

私は、それらの出会いの中で、私が出した一つの結論が「私にできることは、彼らの声をちゃんと世界に届けること」でした。ですから、今回、経済・社会開発・環境の各分野の国際条約の年表を作ってくれ、と言われたとき、喜んでお受けさせていただきました。

#### <初心者への選択>

さて、前書きが長くなりましたが、このワークショップに向けて国際条約の年表を作成するにあたり、

経済と社会開発の本を買いに名古屋でも有数の大型本屋さんへ。

経済に関しては全く関心と知識がなかった私が選んだのは、「アメリカの高校生が読んでいる経済の教科書」です。そこは、普通科の高校でそれなりに勉強したはずの私にとっても新鮮な、まさに生きた経済の内容でした。また、以前より関心があった社会開発の分野では、条約をわかりやすく網羅しているものを探した結果、結局、「国際協力」という本を購入することにしました。また、環境条約は同じ県職員の若手に任せることにしました。

#### <条約をまとめてみる>

まとめた内容をかいつまんで紹介します。

古来より金というものの希少価値から各国で「金本位制」が採用されてきたが、1929年の世界大恐慌あたりで各国が金本位制を離脱、当時は通貨の価値は各国が勝手に(?)決められたので、ブロック経済圏を形成し輸出に有利にはたらくように自国の通貨切り下げ競争に突入。そして、第二次世界大戦へと・・・。

1944年、このことを反省し、当時、金の保有量世界一のアメリカが主導するかたちで米ドル金を替本位制と定め、そしてIMFやら世銀やらをつくって(いわゆる先進国)お互いに助け合って戦後の経済を復興させようとなります。

先進国の戦後復興が10年くらいで一段落すると、じゃあ、今度は後進国(いわゆる開発途上国)だ!と、IMFやら先進国が途上国に支援を始める。

純粹なる支援もあったのだと思うけど、「自分たちと同じ生活をさせる」という自己満足だったり。でも、もっと大きなものは、「ダブついた国内の資金を途上国に貸して、儲けようじゃないか」という輩が多かったこと。そうやって資金を安易に貸してしまった、借りてしまったので、借り手はそのうち「もう返せませ〜ん」と白旗を振ってしまったのが、テキーラショックとかなんとか。

加えて、変動相場制への移行およびオイルショック(1970年代初期)のあたりからヘッジファンドなどが世界の資源や通貨への投資・投機を活発化させたことで、パーツ暴落からアジア通貨危機が起きたりと、世界のお金はもう、てんやわんや。

ここに至って、やっと世界の目が覚めはじめたのである・・・。

<ここまでの感想>以上のまとめはほとんど経済のまとめですが、ここまでで私が感じたのは、「お金を儲けるのは悪いことではないけど、お金というもののわかりやすさに人間は安易に流され、終いにはお金に支配されてしまった(しまっている)のね。」ということです。このあとの内容は、ご希望があればまた投稿することにします。(清水)

## 労働旬報特集

「とよなか男女共同参画推進センター“すてっぷ”館長雇止め事件」を読んで

2010年8月14日

岡田夫佐子(児童福祉施設保育士)

### ■ 実に迫力がある

これはおもしろい！ 実に迫力がある！ 三井マリ子さんの「陳述書」や、弁護団の「準備書面」に書かれてこなかった事実も明らかにされ、三井さんの闘いの実態が行間からストレートに私に語りかけてくる。

この迫力の源泉は、すべての登場人物が実名であることによるところが大きい。事実とか、実名というものは、そうした重みと力を持つものである、と改めて感じ入る。また、確定段階でなくとも、「裁判に勝つ」ということは、こういうことであると、肌感覚で伝わってくるものがある。

これまで私が目にしてきたこの裁判に関わる文章の多くが、弁護士の準備書面以外では、ことに人名に関して伏字＝イニシャルであったことが対比的に思い浮かぶ。そこには、いろいろな事情や配慮が働いているものと思うが、その縛りを一挙に解き、すべて「実名で事実を伝える」姿勢を明確にとったことは、三井さんの誇りと尊厳をかけた新たな決断があったのでは、と推測する。

「なぜ私は提訴したか」を読み、なぜ三井さんが提訴したかを改めて、よくわかった。提訴は「女性の連帯を壊す」とのプレッシャーにもめげず、よくぞここまで持ちこたえた、と思う。口幅ったいことだが、正面の敵からではなく、横にいるはずの仲間内からの非難がいかに心をくじくものであるかは、体験的に私も知るところである。

### ■ 非正規労働者に大きな励ましとなる判決

寺沢勝子弁護士の解説は、最後にまとめられていることに尽きる。

「国、自治体の非常勤職員の期間満了を理由とする雇止め(不再任用)について、労働者が勝利するのは、きわめて難しい状況にあって、地方公共団体の特別職の非常勤職員の公務

員に準ずるとされる事案において人格権侵害による慰謝料請求が認められた意義は大きい。とりわけ、説明を受け、情報を得て、協議に積極的に加わり自らの意見を述べることなく、財団から排除されることに対して人格権侵害を認めたことは、期間が満了したしたのみで雇止めが一方的に行われている現状においては、大きな意義がある」と。

裁判所は、たとえ雇止め事体に違法性がなくとも、人＝労働者を当たり前に尊厳ある存在として扱うことを求めたのである。初代“すてっぷ”館長、三井マリ子さんに対し、豊中市と財団が尊厳ある存在として扱わなかったほぼすべての事実を認定し、人格権侵害という違法行為があった、として、少ない金額ながら、それを賠償せよ、と命じたのである。

寺沢弁護士の言われるとおり、この判決は、「国、自治体で働く非正規労働者には大きな励ましになる」と同時に、「女性」という存在にとっても「宝となる判決」である、と思う。

### ■ よもや最高裁において覆されるはずはない

そして、次ページの浅倉むつ子教授の文章へと続く。浅倉教授は意見書を書くにあたり、最も重要なこととして心がけたのは、バックラッシュを知らない裁判官でも、「なぜ豊中市や財団が館長を排除するような行為を行ったのか」について腑に落ちるような形で、事実を解きほぐしてみようということだった、と記しておられる。その努力には頭が下がる思いである。その努力が裁判官にも通じた結果、高裁の逆転勝訴につながったと思う。最後に浅倉教授は書いておられる。

「本件は現在、上告されている。しかしながら、豊中市における男女共同参画拠点施設の館長として誠実に職務を果たしてきた三井マリ子館長に対してなされた、職業上の誇りや尊厳を傷つけるような本件のような人格権侵害行為が、よもや最高裁において『許されるもの』と判断されるはずはないであろう」と。まったく同感である。

(館長雇止め・バックラッシュ裁判  
ホームページより転載) --  
HP <http://fightback.fem.jp>

## 未来の首相への質問状

さすが WWN! ワーキング・ウイメンズ・ネットワークは管直人総理大臣と小沢一郎衆議院議員に、「暫定的特別措置」実現のためのそれぞれの意見を聞くために、質問書を作成し、回答を得ました。公開質問状の内容とそれぞれの回答をWWNの了解を得て転載します。

2010年9月6日

### 未来の首相に緊急にお伺い致します! ～働く女性たちからの公開質問状～

ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク  
代表 越堂 静子

ワーキング・ウイメンズ・ネットワークは、女性の地位向上を目的に1995年に設立された団体であり、これまで、主に住友メーカー男女賃金差別裁判支援のため、女性差別撤廃条約(CEDAW)に依拠した国際活動を展開してきました。この15年間、数回におよび、国連、ILO を訪問し、男女平等の実現を求めて、政府、司法、企業が国際条約を遵守するよう提言を行ってきました。

このように、働く女性のための法整備を求める中で、私たちは、政治が変わらなければ働く女性の地位も変わらないことを実感しており、次の首相を決める民主党代表選挙を、私たちは非常に大きな関心を持って見えています。

今般、お二人の主な政策を拝見致しました。しかし残念ながら、報道からは未来の首相となられる方々が日本経済の将来をおおきく担う男女平等政策についてどのような政見をお持ちなのか明らかではありません。私たちは、この公開質問状をお送りすることで、おふたりの政策をより深く知り、ご回答は広く公表することで、より多くの有権者が民主党代表選挙に関心を持ち、よりふさわしい候補者への支持を広げる結果となることを願っております。

昨年、国連・女性差別撤廃委員会から指摘された、下記内容にてご質問申し上げます。大変に、ご多忙な中とは存知ますが、ご回答を、Eメール [ks44@ares.eonet.ne.jp](mailto:ks44@ares.eonet.ne.jp) 又は、Fax 06-6969-3069にて早急にお送り下さいますようお願い申し上げます。

なお、マスコミにも「未来の首相の女性政策」の一環として、質問および回答を公表させて頂きますので、何卒、よろしくご承ください。

#### <働く女性たちからの質問>

国連の条約機関である女性差別撤廃委員会は、2009年8月、日本政府に対して、「暫定的特別措置」(ポジティブ・アクション)を実施し、政界、学界、職場などあらゆる分野において、女性の参画を促進することを勧告しました。特に雇用の場においてこの勧告の内容を実現するためには、具体的にどのような政策が必要と思われるのか、お考えをお聞かせください。

#### <質問の背景>

昨年7月、ニューヨーク国連にて開催された、女性差別撤廃委員会 日本政府レポート審議会に、日本から43団体、84名が傍聴参加しました。同年8月に日本政府に「最終見解」にて勧告が出され、今般は、新設されたフォローアップ手続きにて、「女性に不利となっている民法改正」と、下記の「暫定的特別措置の実施」が、2年以内(すなわち2011年7月まで)に回答するよう、政府に求められました。

**暫定的特別措置・・・(最終見解より)**

27. 委員会は、締約国において、特に職場における女性や政治的・公的活動への女性の参画に関して、実質的な男女平等を促進し、女性の権利の享受を向上させるための暫定的特別措置が講じられ

ていないことに遺憾をもって留意する。

28. 委員会は、本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に従って、学界の女性を含め、女性の雇用及び政治的・公的活動への女性の参画に関する分野に重点を置き、かつあらゆるレベルでの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置を導入するよう締約国に要請する。

#### ■管 直人 回答

男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題であり、男女共同参画社会基本法を踏まえ「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度」との目標に向けて、取り組みが進められておりますが、まだまだ不十分であり、目標達成にはさらなる施策の推進が必要と認識しています。従って、年内に策定予定の「第3次男女共同参画基本計画」の確実な実効を図り、目標達成に向け最大限取り組んでまいります。

とりわけ雇用の場においては、女性の採用拡大や管理職・役員などへの登用、男女間の格差是正に向けて、男女雇用機会均等法の履行はもとより、女性の能力が十分に発揮出来るようにするために、ポジティブ・アクションの積極的推進を図る必要があります。

同時に、第一子出産を機に女性の6割が退職をするなど、結婚・出産・育児により就業を中断する「M字カーブ問題」の解消は喫緊の課題であり、その解決に向けて、子育て環境の整備や男女が共に家事や育児を担い、仕事と生活の調和を図れる「ワーク・ライフ・バランスの実現」、又、男女の均等な機会と待遇確保に向けて、同一価値労働・同一賃金の検討、非正規雇用の雇用環境の整備、均等待遇に向けた取り組みを進めます。

併せて、党内においては、政策調査会の下に設置されている「子ども・男女共同参画調査会」において議論を深め、政府・与党一体となって早期の実現を目指します。

#### ■小沢 一郎 回答

この度は、ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク様におかれましては、「津田梅子賞」のご受賞、誠にありがとうございます。御会のご活動・ご活

躍は、多くの方々から伺っております。今後、益々のご活躍を祈念申し上げます。また、公開質問状を賜りましてありがとうございます。以下、ご質問にお答えしたいと存じます。

現在、「男女雇用機会均等法」はございますが、ご指摘の通り、政界、学界、職場などにおいて、更なる女性の参画の必要性を、私自身強く感じているところでございます。政治の世界においても、女性の参画は大変遅れており、これまでも国会議員および地方議員の女性候補者の擁立について、私も強く推進してきたところでもございます。「誰もが生きがいをもって暮らせる社会をつくる」これが政治の役割であります。今回のご質問は、特に雇用の場における女性の参画ということでございますが、「働きたいと思っている女性が働けない状態になっている」そのことを改善するのも、政治の大きな仕事であると考えます。

具体的な政策と致しましては、他の先進国で採用している「ポジティブ・アクション」を検討・採用していく必要があると考えます。

- ・ クォータ制の導入。
- ・ 正社員で雇用し続けることを前提に、育児中の女性に対して、就業時間の時間短縮確立を推進（企業に対し補助金などにより支援）。
- ・ 育児休暇等の取得率の高い企業に対して、政府が公表や表彰、また奨励金を出すなどにより推進。
- ・ 育児休暇等を取得しづらい企業（特に中小・零細企業など）においては、政府として支援金を出すなど、取得しやすいように推進。
- ・ ベビーシッター利用者に対して補助金を創設（ベビーシッター需要が増え、今まで育児に専念してきた女性に対する新規雇用も期待できます）。保育施設の充実。

上記以外にも必要な施策はたくさんあると思いますが、しっかりと取り組んで参る所存です。





## 女の映画評

### 『ザ・コーヴ』

高野史枝

#### ● 鯨は美味しい

この夏、秋田県へ旅行し、いろいろ美味しい目にあってきた。岩ガキを始めタイにキンキにウニなど海の幸、ミズ、ヤマブキ、ジュンサイなど山の幸。「ホンニ秋田は良いトコだべさ」と喜んで平らげたのだけれど、思わず「う、うまい…」とのけぞった郷土料理があった。それは『くじらかやき(鯨貝焼)』。塩漬した鯨の皮脂肪を薄く切り、ナスと一緒にホタテ貝の殻に入れ、ショツツル(魚醤油)で味を付け煮たもの。鯨独特の風味がある脂の染み込んだナスは舌にとろけ、うっとりする旨さ。初めて食べる料理なのに、何だか懐かしい味のような気がしたのは…そう、私たちの年代の人間にとって、鯨は以前しょっちゅう食卓に上る「基本タンパク質」だったから。鯨カツ、鯨ステーキ、鯨竜田揚げ、鯨ベーコン、鯨大和煮の缶詰…どれも大好物。大人になってからは尾の身の刺身や鯨と水菜のハリハリ鍋、さらし鯨の酢味噌などを酒のアテにし、関西へ行った折は関東煮(かんとだき)の店でサエズリ(鯨の舌)、コロ(鯨の皮脂肪を鯨油で揚げたもの)に舌鼓。こんな鯨愛好(食)家の私にとって気になるのは「反捕鯨」を謳うグリーンピースやらシーシェパードやら云う連中だ。とはいえ私とて良識ある国際派(……?)。もし彼らの主張にナットクできたら、半世紀に及ぶ鯨の愛食をやめることもヤブサカではないと思っているのだが…。

#### ● どこがドキュメンタリー？

『ザ・コーヴ』(09/アメリカ/ルイ・シホヨス)は、日本のイルカ漁を批判的に描いたハリウッド製ドキュメンタリーだ。

現在イルカ解放運動の前線で活躍する元俳優兼イルカ調教師のリック・オバリーは、日本の太地で残酷なイルカ漁が行われていると知り、映画監督を連れてやって来た。この漁とは入り江(コーヴ)の浅瀬にイルカを追い込んで捕獲する「追い込み漁」。捕えたイルカの中からまず水族館に買われるイルカを選び、残りを食用として殺処分し肉を売る。このイルカ肉は鯨肉として売られ、肉には高濃度の水銀が含まれているなどの問題があった。入り江の撮影を強行しようとするクルーは漁民の妨害に会うが、監督は特殊技術を持つ撮影スタッフを集め、盗撮で追い込み漁を撮影する。それはおびただしい血の流れる残酷な漁だった。

…と、まあ、製作者の立場での映画紹介を試みたが、観ている最中から「いったいこれのどこがドキュメンタリー映画なの？」という根本的な疑問がわいて仕方がなかった。この映画は「ドキュメンタリー」ではなく「ドラマ」として作られているとしか思えないのだ。「賢く可愛いイルカを食べる凶悪な日本人グループがいて、イルカ殺しを隠している。それを暴くのがこの映画の任務である！」「ラジャー！ 航空電子工学士、水中録音のプロ、ヘリコプター、飛行船、岩に仕込んだ隠しカメラで盗撮ゴー！」—タイトルは『スパイ大作戦・イルカを喰う悪魔を殲滅せよ！』。このテーマに沿ってストーリーが組み立てられ、「目的が正しいなら嘘だつてかまわない」「目的のためには都合のいい映像(資料)しか使わない」という姿勢で作り上げられた「作品」が『ザ・コーヴ』。イルカは「小型の鯨」なんだから、わざわざ「イルカを食べるとは！」と強調するのは不自然だし

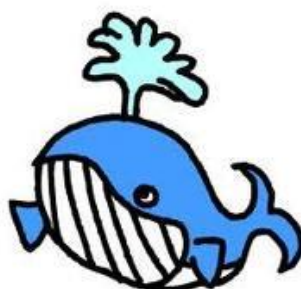
(イルカもクジラなんだってば!)、肉に含まれる水銀量も不確か(映画でのきわめて多い水銀数値は内臓のものらしい)。殺されるイルカを見てスタッフの女性が泣きじゃくるシーンは、別に撮影したということNHKが暴いていた。(演技力はある)レッキとしたヤラセじゃん。ショッキングな「血の海」の色も「実際はあんな色にならない。色を付けているのでは」と、15年間太地に通い、この漁を何度も体験している科学者、関口雄祐氏が著書『イルカを食べちゃダメですか?』(光文社新書)で疑問を呈している。そりゃドラマなら何でもアリなんだけど、これはドキュメンタリーと言ってるんでしょ?何よりも数百年の間、捕鯨を続けてきた太地の漁師を「悪役」として撮るだけで、「なぜ彼らは鯨を捕り続けるのか」という映画に絶対必要な視点がゼロなんてあきれれる。こんな映画に『長編ドキュメンタリー賞』をやるなんてナニ考えてるんかな~アカデミー賞。

### ●映画館のグッジョブ!

私が観た映画館(『名古屋シネマスコール』)では、『ザ・コーヴ』と同時に『鯨捕りの海』(99/日本/梅川俊明監督)を併映した。この映画は太地と同様、日本の沿岸で鯨捕り漁を続けている漁師に焦点を当てたドキュメンタリー。図らずも『ザ・コーヴ』にすっぽり抜け落ちている部分がこの映画の中にはあった。鯨を捕る漁師の思い、捕鯨法の歴史、見事な解体技術、ありがたく美味しく食べる様子、鯨に感謝し供養塚を作って弔うなどの事実を丁寧に描いている。この映画を観ると、鯨捕りとは「鯨を熟知している人」なのだとかよくわかる。捕鯨の技術だけでなく、鯨の繁殖や回遊や餌捕りの行動などを知らなければ捕鯨など出来ない。それは何世紀もかけて積み重ねられた文化的知識だし、人類全体にとっても価値のあるものだ。『鯨捕りの海』からは「もっとも鯨を愛し、絶滅させてはいけないと強く願っているのは鯨捕り」という、『ザ・コーヴ』で描かれていることと反対の事実が伝わる。『ザ・コーヴ』を観て血が上ったアタマにこの映画は静かに入り込み、『ザ・コーヴ』について冷静に考える気持ちを取り戻させてくれた。サンキュー映画館、併映はまさにグッジョブ。

### ●どんな生き物も公平

人間が「生あるものを食べなければ生きていけないイキモノ」である以上、「食べていいものと食べてはいけないもの」を分けるなんて根本的にナンセンス。それこそ区別・選別・差別につながる考え方だ。勿論ヒンズー教徒が牛を食べないように、食べ物に宗教的タブーがあったりするの当然だが、それを他人に強制してほしくない。「イルカは人について地球上で2番目に賢い生き物。だから食べてはいけない」(2番は食べちゃいけないんですか?3番ならいいんですか?by蓮ホウ)とか、まして「可愛い」などという理由で、他人に「食べてはいけない」と命令するのはどう考えてもおかしい。人間は食料として命を捧げてくれたどんな生き物に対しても感謝し、余すところなく利用するしかない。日本の捕鯨者は「鯨を必要とする人がいる以上、絶えてしまわない範囲で捕りたい」と言っているだけなのに「いや、鯨に限り絶対誰も捕ってはならない」と言い募るキミらへん。私は鯨を愛し、そしてずっと愛食していこうと改めて心に決めたのでした。





# INFORMATION・情報・じょうほう



## 【ウィメンズカウンセリング名古屋 YWCA】11周年記念講演会

講演会 講師	アメリカの非暴力教育と子育ての実践に学ぶ～DVと虐待のない安全な社会をつくるために～ ルース・ビーグルホールさん(CNVEP＝非暴力・子育てセンター) 子どもたちが、暴力、強制、強要なしで衝突を解決する方法を学べれば、お互いを尊重し、公平で安心できる平和な社会を作ることが可能です。アメリカでの具体的な方法を学びます。(通訳あり)
日時	9月23日(木祝) 13:00～16:00
場所	名古屋 YWCA(栄) 参加費:1500円 要申し込み
連絡先	ウィメンズカウンセリング名古屋 YWCA tel052-961-7707 wcnyc@nagoya-ywca.or.jp



## 【名古屋市女性会館】

公開講座 講師	○今を読み解く「女性と暴力～女性の人権が確立されたまち、なごやを目指して～」 柳本祐加子(中京大学准教授)
日時	9月18日(土) 10:00～12:00 受講無料
公開講座 講師	○なごや女性カレッジ「女性の能力活用術! -さまざまな分野でのエンパワーメントを目指して-」 11月12日(金) 自分の個性を知る 東 珠実 相山女学園大
日時	11月19日(金) ワークライフバランス概念の理解と活用 森川 麗子 同 11月26日(金) 企業における女性の能力活用 岡田 広司 同 12月 3日(金) 理解と共生のコミュニケーション 塚田 文子 同 12月10日(金) いまを生きる女性の能力活用術! 東 珠実 同
問合せ	主催:名古屋市女性会館 いずれも要申し込み 名古屋市女性会館 Tel:052-331-5288



## 【つながれっとNAGOYA】

講座 講師	離婚をめぐる法律の基礎知識 ②離婚とDV防止法の活用 可児康則(弁護士)
日時	10月6日(水) 13:30～15:30 受付女性のみ、無料、要申し込み
講座	シングルマザー応援セミナー2010 どう乗りきる?シングルマザーの仕事とくらし
講師	小澤佳代子(NPO 法人 WING2) 赤石千衣子(NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ)
日時	9月25日(土)、10月9日(土) 13:30～16:30
場所	場所・主催:つながれっと NAGOYA 要申し込み
問合せ	TEL:052(241)0311, FAX:052(241)0312 info@tsunagalet-club.net



## 【東海ジェンダー研究所】

講座 講師	「国民の健康保障を考える-日中比較の視点から-」 王文亮(金城学院大学教授)
日時	9月25日(土) 13:30～16:00 入場無料 要申し込み
場所	東海ジェンダー研究所 電話:052-324-6591 FAX:052-962-2477
問合せ	Eメール: info@libra.or.jp



# 生物多様性条約第10回締約国会議 COP10 関連行事



## 【日進市男女平等推進公募事業】

講座	開発・環境・家族 ～男女平等から見る COP10～ COP10と女性 知っていますか？生物多様性女性には女性の役割が書かれています
講師	河田昌東(食と農から生物多様性を考える市民ネットワーク、元名古屋大) 栗原 茜(ワーキング・ウーマン)
日時	9月26日(日) 10:00～12:00 にぎわい交流館(日進市役所庁舎東隣)
場所	主催:日進市、企画・運営:アジア保健研修所
問合せ	TEL:0561(73)3194, FAX:(72)4603 kyoudou@city.nisshin.lg.jp



## 【CBD 市民ネットワーク ジェンダーマイノリティ部会】

### いのちの多様性フォーラムJAPAN →同封チラシ

- ◇10月2日(土) 入場無料 要申し込み @ウイルあいち (市役所下車)  
午前: 基調報告/堂本 暁子 10時～ 基調講演/ジジ・フランシスコ (フィリピン)  
午後: 第一分科会/生物多様性と 開発・ジェンダー パネリスト 大脇雅子(弁護士)ほか  
第七分科会/女性と政治 パネリスト 岩本美砂子(三重大)神永れい子
- ◇主催: NPO法人ウイルフォーラム21、CBD市民ネットワークジェンダーマイノリティ部会  
ワーキングウーマンは、第一分科会を共催、第七分科会を後援 (申し込み不要)

## ♀グローバルジェンダーフォーラム



★10月19日(火):10:00-12:00

『七世代先を見通す』... ゲスト/世界を救う13人のグランマザー

★10月20日(水):10:00-12:00 ゲスト/アニタ・ネイヤーさん他

『自然/女性の生存経済と市場経済の共存を阻むもの』

人類の3分の2は、伝統的漁法や小規模農業など生存経済\*により支えられている。生存経済によって生活している女性たちが、市場経済により搾取され、貧困に追い込まれている。市場経済による「生物多様性」の破壊と「貧困の女性化」について話し合う。

★10月21日(木):15:30-17:30 ゲスト/ギタ・センさん他

『生存経済と市場経済の共生を進める女性たち』

先進国の市場経済の中で家事労働など生存経済活動を営んでいる日本の女性と南の諸国の市場経済の中で農林、漁業など生存経済を営んでいる女性たちとの連帯や共同行動の戦略について話し合う。

◎20,21日はアニタさん、ギタさん、ジジ・フランシスコさん(フィリピン)はじめDAWNのメンバー7人をゲストに、ジェンダーマイノリティ部会の作成したポジションペーパーをベースにディスカッションします

\* DAWN は Development Alternatives with Women for a New Era の略

\* 生存経済: 自らの食物を作るために自然と調和して働き、命を産みだし維持する協働的な経済。

☆☆会議場外なので、すべて申し込みは不要です☆☆

◇ 場所 名古屋学院大学体育館2階 大会議場(名古屋白鳥国際会議場隣)

◇ 主催 CBD 市民ネット ジェンダーマイノリティ部会 Eメール/ cbdgender@hotmail.co.jp

あごら札幌

290号

・樺美智子さんの死から50年わたしたちの夏  
・今年4度目の旅 天国と過酷 その2  
・はじめての株主総会・・・北海道電力の株主総会に出席。「役員は男性ばかりだったが女性の登用はどうなっているのか」とか「育休取得者や育児短時間勤務選択者の人数を知りたい」といった質問があった。石鹼をお土産にもらい、来年は勇気をもつて的を得た質問をしよう！と心にきめる。

・労災の男性差別をめぐる訴訟について・・・  
労災で顔などに重い障害が残った場合。男女で障害等級が違う(昭和11年の工場法で定められた)のは憲法違反との判決が京都地裁で出た。国は控訴せず違法とされた障害等級の見直しを年内に行うとした。  
社会通念の再評価が進み、遺族年金の男女差など女性が優遇されてきた部分を見直すべきだが、女性や子どもも生活をおびやかさないようにするべき。

ウイルプラス

No.68

[あいち男女共同参画財団]

・あいち国際女性映画祭2010・・・今年で15回目。韓国映画に注目してます。  
・豊明市 男女共同参画イラスト・漫画を募集中・・・豊明市のホームページ参照

2010年(平成22年)9月12日(日曜日) 読者 読 発行

民主代表選 女性政策は?

菅首相  
「管理職への積極登用」  
小沢前幹事長  
「議員クォータ制導入」

働く女性などめぐる「ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク(WWN)」(大阪市)は、民主代表選に立候補している菅首相と小沢前幹事長に対し、女性政策に関する公開質問状を出し、双方から前向きな回答が寄せられた。

菅首相は「2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%という国の目標の達成に向けて最大限取り組み」とし、雇用の場での女性の採用拡大や、管理職登用などへの登用、男女の均等な機会と待遇確保に向けた同一賃金労働、同一資金の検討などを挙げた。

くらしの家庭